

静岡県介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第72号

静岡県介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

静岡県介護福祉士修学資金貸与規則（平成5年静岡県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="272 613 357 645">附 則</p> <p data-bbox="197 663 770 1122">2 平成26年1月1日以後の期間における第15条の規定の適用については、当分の間、同条中「割合」とあるのは「割合（平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞利息にあつては、<u>当該期間の属する各年の特例基準割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合）</u>」とする。</p> <p data-bbox="193 1570 421 1601">様式第2号（略）</p> <p data-bbox="392 1619 584 1650">誓 約 書</p> <p data-bbox="236 1666 288 1697">（略）</p> <p data-bbox="220 1715 759 1888">私は、静岡県介護福祉士修学資金貸与規則を守り、養成施設を卒業後、県内において同規則第2条第2項に規定する介護等の業務に従事することを誓います。</p> <p data-bbox="236 1906 288 1937">（略）</p>	<p data-bbox="887 613 971 645">附 則</p> <p data-bbox="809 663 1382 1554">2 平成26年1月1日以後の期間における第15条の規定の適用については、当分の間、同条中「割合」とあるのは、<u>「割合（平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞利息にあつては当該期間の属する各年の特例基準割合（当該期間の属する各年の前年に<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞利息にあつては当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合）</u>」</u>とする。</p> <p data-bbox="804 1570 1032 1601">様式第2号（略）</p> <p data-bbox="999 1619 1190 1650">誓 約 書</p> <p data-bbox="850 1666 903 1697">（略）</p> <p data-bbox="834 1715 1374 1888">私は、静岡県介護福祉士修学資金貸与規則を守り、養成施設を卒業後、県内において同規則第2条第3項に規定する介護等の業務に従事することを誓います。</p> <p data-bbox="850 1906 903 1937">（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、様式第2号の改正は、公布の日から施行する。